「道徳を教えるために教育勅語のこの部分を使ってはいけないと……申し上げるべきではない」
（松野文部科学大臣）

「教育勅語の精神である親孝行など、核の部分は取り戻すべき」（稲田防衛大臣）

「憲法や教育基本法に反しないような形で用いることまでは否定しない」（閣議決定された「答弁書」）

今なぜ「教育勅語」？

戦前の軍国主義教育の柱とされた「教育勅語」を、復活させようとする動きが強まっています。これは、とても危険なことではないでしょうか。

ストップ！「戦争する国」づくりをすすめる教育

……改訂学習指導要領は、抜本的見直しを

中学校で「銃剣道」?!

3月31日に告示された中学校の改訂学習指導要領で、中学校の保健体育「武道」に新たに「銃剣道」が盛り込まれました。「銃剣道」は、旧日本軍の戦闘訓練で使われていたもので、競技人口のほとんどは自衛官です。「なぜ?」「誰が教えるの?」と戸惑いの声がひろがっています。

「特別の教科 道徳」の教科書は?

来年度から実施される「特別の教科 道徳」の教科書採択が始まっています。国が定めた道徳の「項目」をどれだけ身につけたのかが「評価」されることになります。子どもたち一人ひとりの心を、国が定めた型におしこむような「教育」では困ります。各地の教科書展示会に出かけて、内容を検討しましょう。

子どもの願いにもとづく、子どものための教育を

「教育勅語」の容認は許さない、抗議の声をあげましょう

市民の日常生活まで監視され、「内心の自由」を侵害する「共謀罪」の創設に反対します

全日本教職員組合（全教）
教組共闘連絡会
子どもの権利・教育・文化 全国センター
連絡先　〒102-0084 東京都千代田区二番町12-1
全国教育文化会館3階　全日本教職員組合
TEL:03-5211-0123　FAX:03-5211-0124
Email:zenkyo@educas.jp

「教育勅語」ってなあに？

1889年に発布された「大日本帝国憲法」は、天皇を主権者、国民を「臣民」（家来）と位置づけました。教育勅語はその翌年に出された天皇からの命令で、「臣民」が守るべき徳目を示したものです。「親孝行」「夫婦仲良く」など12の項目はすべて「一旦緩急あれば義勇公に奉じ、以て天壌無窮の皇運を扶翼すべし」（万一危急の大事が起った場合は、天皇のために命を捧げよ）という結論につながっています。

戦前の学校では、儀式のたびに学校長らが「奉読」し、子どもたちに暗唱させるなど、侵略戦争を推進する軍国主義教育の支柱として、徹底的に教え込まれました。

「親孝行」や「夫婦仲良く」の部分は使ってもよい？

家族を大切にして助け合うことを教えることは重要であり、さまざまな教材が活用されています。なぜ、大日本国帝国憲法のもとで「妻は夫に従え」と教えた時代の「教育勅語」を持ち出さなければならないのでしょう？　そこに、「戦争する国づくり」をすすめる安倍内閣の姿勢が表れているのではないでしょうか。

現在の中学校歴史教科書にはそうした史実が書かれています

「（大日本帝国）憲法発布の翌年には教育勅語も出されて、忠君愛国の道徳が示され、教育の柱とされるとともに、国民の精神的なよりどころとされました。」（東京書籍）

「天皇の教育勅語をこれらの学校に下し、儀式のたびにこれを朗読させて、生徒たちのあいだに忠君愛国（天皇に対して忠義をつくし、国を愛すること）の精神を植えつけようとした。」（清水書院）

戦後、日本国憲法のもとで排除

1946～47年、平和主義をかかげた日本国憲法が公布され、その「理想の実現は根本において教育の力に待つべきものである」として教育基本法が施行されました。これに反する「教育勅語」は、「明らかに基本的人権を損ない、国際的にも疑念を残す」として衆議院で「排除」、参議院で「失効」が決議（1948年）され、学校教育から一掃されました。

国会で「排除」されたはずの「教育勅語」を子どもたちの教材にすることを「閣議決定」で容認するなど、許されないことです。

「憲法・教育基本法に反しないような形で」というのであれば、戦前、軍国主義教育の柱とされた歴史的事実を「史料」として扱う以外にありません。「道徳」で教え込んだり、幼児に暗唱させるなど、「戦前の教育の復活ではないか」と批判の声がひろがっています。

政府の政策に従う子どもを育てるためではなく、
子どもたちの願いにもとづく、
子どものための教育をすすめましょう

子どものいのち輝く、真実と平和の教育を